

# 欧州一般データ保護規則（GDPR）における学術目的例外規定の分析

板倉陽一郎<sup>13</sup> 寺田麻佑<sup>23</sup>

欧州一般データ保護規則（GDPR）はデータ主体の権利規定を中心に、管理者及び処理者に厳格な個人データ保護義務を課している。その対象はあらゆる個人データの処理に及ぶが、2つの学術目的例外規定が存在し、学問の自由の配慮が見られる。一つは、学術目的の表現の自由を含む85条であり、もう一つは、科学調査又は歴史調査目的の特例を含む89条である。これらはいわゆる開放条項であり、加盟国法が例外事由を設定することとしているが、その内容及び運用については未整理であるといえる。本発表では、GDPR85条及び89条を分析すると共に、実務的な対応をも模索する。

## Analysis of Academic Research Exclusion Clause in the General Data Protection Regulation (GDPR) of the European Union

YOICHIRO ITAKURA<sup>13</sup> MAYU TERADA<sup>23</sup>

The General Data Protection Regulations (GDPR) of the European Union impose strict personal data protection obligations on managers and processors, with a focus on data subject rights provisions. Although the object covers the processing of all personal data, there are two Academic Research Exclusion Clauses and consideration of academic freedom is seen. One is Article 85, which includes freedom of expression for academic purposes, and the other is Article 89, which includes special cases for scientific research or historical research. These are so-called open clauses, and exceptional cases are to be set out by the Laws of Member States. However, it can be said that their contents and operation are unprocessed. In this paper, Article 85 and Article 89 of the GDPR are analyzed and practical measures are considered.

### 1. 問題意識

#### 1.1 「特定の部門」に限った十分性認定

筆者らは、EIP80において欧州一般データ保護規則（Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance),” GDPR”) 89条について、各国実施法（案）を参照して分析を行ったが[1]、さらに、日本が欧州から十分性認定を受けるにあたり、その範囲が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下、「個人情報保護法」という。）の適用範囲に限定されたことから[2]、さらに事情が複雑なものとなった。すなわち、欧州からの十分性認定の対象が民間事業者に限られることは、その交渉（対話）を個人情報保護委員会が行っていたことや、個人情報保護委員会の所掌範囲が一般の個人情報に関しては民間分野に限られることから相当程度予想はできていたところであるが、個人情報保護法が適用除外となる範囲についても、十分性認定の対象ではないことが明らかになったのである。この趣旨は、十分性認定の文書そのもので述べられ、欧州

データ保護ボード（EDPB）からの、日本の十分性認定に対する意見[3]の中でさらに明確にされている。曰く、”The two latter acts (amended in 2016) contain provisions applicable to the protection of personal information by public sector entities. Data processing falling within the scope of application of those acts is not the object of the adequacy finding contained in this Decision, which is limited to the protection of personal information by "Personal Information Handling Business Operators" (PIHBOs) within the meaning of the APPI.（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法は十分性認定の適用範囲ではなく、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者における個人情報の保護に限定される）”（十分性認定リサイタル10項）とされ、EDPBは、”The adequacy finding of this draft adequacy decision is limited to the protection of personal information by PIHBOs within the meaning of the APPL This means that the adequacy is sectorial as it only applies to the private sector, excluding from its scope transfers of personal data between public authorities and bodies. Currently, the European Commission briefly mentions this specificity of the scope of the adequacy in recital 10 of the draft adequacy decision.”（本十分性認定案の十分である、という結論は個人情報保護法における個人情報取扱事業者による個人情報の保護に限られている。これは、公的機関及び組織間の個人データの移転は適用範囲から除かれ、十分性が民間分野にのみ適用される、分野的なものであることを意味している。現在のところ、欧州委員会は十分性の適用範囲のこの特異性について十分性認定案のリサイタル10で

1 弁護士・ひかり総合法律事務所  
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

2 国際基督教大学教養学部准教授  
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

3 理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）  
RIKEN AIP

簡単に触れている) (EDPB 意見 46 項), ”The EDPB invites the European Commission to explicitly mention the sectorial nature of this adequacy finding in the title of the implementing decision as well as in its Article 1 in accordance with Article 45 (3) GDPR.” (EDPB は欧州委員会に対し, GDPR45 条 3 項に従って, その第 1 条と同様, 実施決定のタイトルで, この十分性認定の分野別の性質について明示的に述べるよう求める。) (同 47 項) との意見を述べた。この結果, 十分性認定の題名には”under the Act on the Protection of Personal Information” (個人情報保護法の適用範囲) が明記され, 日本の十分性認定は分野別の認定である (「特定の部門, GDPR45 条 1 項及び 3 項) ことが明らかとなった。この点は, 日本語の文書ではあまり触れられていないので, 注意が必要である。このことの理論的帰結は, 十分性認定や EDPB 意見から明らかなように, 公的機関の保有する個人情報については十分性認定が得られていないということのほか, 個人情報保護法上の適用除外に該当する場合にはやはり十分性認定の埒外であるということである。さらに具体的に述べれば, 個人情報保護法 76 条 1 項柱書が「個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については, その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは, 第四章の規定は, 適用しない。」として, その 3 号が「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」につき「学術研究の用に供する目的」としているところ, 学術研究機関 (私立大学等) が個人情報を学術研究の用に供する場合, 個人情報保護法上の, 個人情報取扱事業者の義務規定が適用されないことと表裏一体として, 十分性認定の対象にならないわけである。これらの事実から, 大学 (国立大学法人であるにせよ, 私立大学であるにせよ, 公立大学であるにせよ) が欧州の研究機関と共同研究する場合, 欧州からの移転に際して, 十分性認定に頼ることはできないということが, 容易に導かれる[a]。

## 1.2 日本政府の対応

これに関し, 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室「貴機関が EU 域内から我が国を含む EU 域外に移転する個人データの取扱いについて」(平成 30 年 12 月 5 日付事務連絡) を発出し, 「本枠組みは, 個人情報保護法の適用を受ける民間事業者が対象であり, 欧州委員会により公表されている十分性認定の案文によれば, 行政機関等個人情報保護法の適用となる行政機関及び独立行政法人等は, 本枠組みの対象とはなりません。したがって, 貴機関が, EU 域内から我が国を含む EU 域外に個人データを移転する場合は, 本枠組み構築が完了した後も, 引き続き, GDPR の規定により, 所定の適切な保護措置を講じるか, 又は本

人同意その他の例外事由に該当することを根拠とすることが必要となります。 ※」 「※ EU 域内から経常的に個人データを取得する業務については SCC (Standard Contractual Clauses : 標準契約条項) を締結することや, 経常的ではないが講師招聘や入学試験などで EU 域内から講演者や受験者などの個人データを取得する場合には本人同意を得ることなどが必要となります。」とし, さらに, 文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室企画係からは, 「貴機関が EU 域内から我が国を含む EU 域外に移転する個人データの取扱いについて (平成 30 年 12 月 5 日総務省行政管理局事務連絡)」の補足情報の提供について (平成 31 年 2 月 5 日付事務連絡) が発出され, 「別添の平成 30 年 12 月 5 日付け事務連絡のとおり, EU 域内の貴機関支部から我が国を含む EU 域外に個人データを移転する場合には, 移転の法的根拠 (本人同意等) を確認すること, 特に, 経常的に個人データの移転が行われることが想定される場合には, SCC の締結を含め, 検討することが推奨されています。」 「その中で, GDPR の解釈に関して, 特に, 労使関係にある職員の個人情報の取扱いに関しては, 労働者と雇用主の間に「力の不均衡」があるとの観点から, 「本人同意」に依拠することについて懸念が示されており, 留意が必要です。具体的には, GDPR の「同意に関するガイドライン」の中で「職場でのそうしたデータの取扱いの大多数について, 従業員と雇用者の関係の性質から, 従業員の同意を法的根拠とすることはできないし, またそうすべきではない」との記載があります。同ガイドラインでは一方で「しかしこれは雇用者が取扱いの法的根拠として同意に依拠することが絶対できないということを意味しているわけではない。同意が実質上自由に与えられていることを示すことができる状況があるかもしれない。雇用者と従業員の間力の不均衡があるとしても, 同意を与えるかどうかにかかわらず, 悪影響を全くもたらさない例外的な状況であれば, その状況に限って, 従業員は自由に同意を与えることができる」とも記載されており, 本人同意の有効性を全否定している訳ではありませんが, もとより, 本人同意は, 本人による「撤回」が可能であることにも留意が必要であり, 個人データの安定的な移転のための法的根拠として積極的に推奨するものではありません。」 「貴機関が, EU 域内に支部を置き, 日本へ当該支部の職員に係る個人データを移転 (越境移転) する場合には, 改めて, 越境移転の必要性を御確認の上, 必要な場合には, 越境移転の方法について SCC の締結を含め, 検討することが望ましいと考えられます。」とした。外国法令への対応を詳細に述べる文書が日本政府から発出されること自体が珍しいものと思われるが, これらの文書には, 数点, 懸念点が残る。まず, 標準データ保護条項 (SDPC, GDPR46 条 2 項(c)等) を締結すればよいといっても, 研究機関でその内容を把握したうえで適切に運用できるかは疑問である。SDPC (経過措置で SCC が有効)

a GDPR は処理と移転をいずれも原則禁止しているので, そもそも十分性認定の対象となったとしても, 処理の適法化根拠 (GDPR6 条等) が

の締結の前段階には、個人データの取扱いに関するスキームの構築があるのであって、これが適切になされなければ、SDPC（三種類存在する）の選択すら覚束ない。二点目は、致命的であるが、総務省及び文科省の文書は、研究機関等をも対象としているが、事務部分のみを想定しており、研究における移転を想定していない。まだしも事務部門が検討に携わることが想定される事務部分と異なり、研究部分は、研究者が主体となって個人データの取扱いに関するスキームを決定する（意識的でない場合も多いと思われる）ために、より一層、適切な取扱いを期待できない現実が存在する。要するに、根本的解決としては、公的部門を含めた十分性認定を得るほかないと思われるが、そのためには、少なくとも個人情報保護委員会が公的部門についても「適切な執行権限を含め、データ保護法令の遵守を確保し、かつ、執行することに関し、データ主体がその権利を行使する際に支援し助言することに関し、及び、加盟国の監督機関と協力することに関して責任を負う」「独立の監督機関」であって「効果的に機能している」ことが必要である（GDPR45条2項(b)、十分性認定の要件）。直ちには個人情報保護委員会の所管を広げる改正が期待できない以上、現実的な解が模索される必要がある。

## 2. 欧州一般データ保護規則（GDPR）における学術目的例外規定

そこで、個人情報保護法が学術研究機関の学術研究目的利用を個人情報保護法上の義務規定を適用除外にし（76条1項3号）、76条で適用除外となっている者に対して個人情報等を提供する行為について、個人情報保護委員会は、個人情報取その権限を行使しないものとしている（43条2項）こと及び、国立大学法人や研究開発法人について適用される独立行政法人等個人情報保護法が「前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」には、「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」（独法等個人情報保護法9条2項）としていることと同様に、GDPRにおける学術目的の例外規定を用いて、越境移転を含む自由な研究活動ができないのか、ということを確認しておくことが有用となる。この点、筆者らがEIP80において調査したのは、科学調査又は歴史調査目的の特例（89条）についての動向であったが、本発表ではさらに、学術目的の表現の自由（85条）をも対象とし、GDPRの構造を含めて、規定を分析していくこととする。

### 2.1 学術目的の表現の自由（85条）

#### 2.1.1 GDPR及びリサイタルの規定

GDPR85条及びこれに関するリサイタル153項は、以下の通り定めている（日本語訳は個人情報保護委員会によるもの、傍線は筆者らによる、以下同じ）。

Article 85 Processing and freedom of expression and information

第85条 取扱いと表現の自由及び情報伝達の自由

1. Member States shall by law reconcile the right to the protection of personal data pursuant to this Regulation with the right to freedom of expression and information, including processing for journalistic purposes and the purposes of academic, artistic or literary expression.

1. 加盟国は、法律によって、本規則による個人データ保護の権利と、報道の目的のための取扱い、及び、学術上、芸術上又は文学上の表現の目的のための取扱いを含め、表現の自由及び情報伝達の自由の権利との調和を保つ。

2. For processing carried out for journalistic purposes or the purpose of academic artistic or literary expression, Member States shall provide for exemptions or derogations from Chapter II (principles), Chapter III (rights of the data subject), Chapter IV (controller and processor), Chapter V (transfer of personal data to third countries or international organisations), Chapter VI (independent supervisory authorities), Chapter VII (cooperation and consistency) and Chapter IX (specific data processing situations) if they are necessary to reconcile the right to the protection of personal data with the freedom of expression and information.

2. 報道の目的、又は、学術上の表現、芸術上の表現又は文学上の表現の目的のために行われる取扱いに関し、加盟国は、個人データの保護の権利と表現の自由及び情報伝達の自由との調和を保つ必要がある場合、第2章（基本原則）、第3章（データ主体の権利）、第4章（管理者及び処理者）、第5章（第三国及び国際機関への個人データの移転）、第6章（独立監督機関）、第7章（協力と一貫性）及び第9章（特別のデータ取扱いの状況）の例外又は特例を定める。

3. Each Member State shall notify to the Commission the provisions of its law which it has adopted pursuant to paragraph 2 and, without delay, any subsequent amendment law or amendment affecting them.

3. 各加盟国は、欧州委員会に対し、第2項に従って加盟国が採択した加盟国の国内法の条項を通知し、かつ、遅滞なく、その後の改正法又はそれらの条項に影響を与える改正を通知する。

(153) Member States law should reconcile the rules governing freedom of expression and information, including journalistic, academic, artistic and or literary expression with the right to the protection of personal data pursuant to this Regulation. The processing of personal data solely for journalistic purposes, or for the purposes of academic, artistic or literary expression should be subject to derogations or exemptions from certain provisions of this Regulation if necessary to reconcile the right to the protection of personal data with the right to freedom of expression and information, as enshrined in Article 11 of the Charter. This should apply in particular to the processing of personal data in the audiovisual field and in news archives and press libraries. Therefore, Member States should adopt legislative measures which lay down the exemptions and derogations necessary for the purpose of balancing those fundamental rights. Member States should adopt such exemptions and derogations on general principles, the rights of the data subject, the controller and the processor, the transfer of personal data to third countries or international organisations, the independent supervisory authorities, cooperation and consistency, and specific data-processing situations. Where such exemptions or derogations differ from one Member State to another, the law of the Member State to which the controller is subject should apply. In order to take account of the importance of the right to freedom of expression in every democratic society, it is necessary to interpret notions relating to that freedom, such as journalism, broadly.

(153) 加盟国の国内法は、報道、学問上、芸術又は文学上の表現を含め、表現及び情報伝達の自由を規律する規定と、本規則による個人データの保護の権利との間の調和を図らなければならない。報道の目的のため、又は、学問上、芸術若しくは文学上の表現の目的のためにのみ行われる個人データの取扱いは、個人データの保護に関する権利と憲章の第 11 条に掲げられている表現及び情報伝達の自由の権利とを調和させる必要があるときは、本規則の一定の条項からの特例又は例外の対象になるものとする。このことは、特に、視聴覚の分野並びにニュース保管及び報道ライブラリにおける個人データの取扱いに関して適用されなければならない。それゆえ、加盟国は、これらの基本的な諸権利の間のバランスをとる目的のために必要な例外条項及び特例条項を定める立法上の措置を講じなければならない。加盟国は、一般的な基本原則、データ主体の権利、管理者及び処理者、第三国又は国際機関に対する個人データの移転、独立の監督機関、協力と一貫性、並びに、特別のデータの取扱いに関し、そのような例外条項及び特例条項を採択しなければならない。そのような例外条項又は特例条項が加盟国間で区々になっている場合、管理者が服する加盟国の

法律が適用される。全ての民主主義社会における表現の自由の権利の重要性を考慮に入れるため、報道のような、表現の自由と関連する諸概念を広く解釈する必要がある。

まず、筆者らは学術目的の表現の自由と項目建てしたが、これは、「取扱いと表現の自由及び情報伝達の自由」の中の例示であることがわかる(85条1項)。そして、加盟国は、「第2章(基本原則)、第3章(データ主体の権利)、第4章(管理者及び処理者)、第5章(第三国及び国際機関への個人データの移転)、第6章(独立監督機関)、第7章(協力と一貫性)及び第9章(特別のデータ取扱いの状況)」という広範囲な対象について、「例外又は特例」を法律で義務的に定めなければならない(同1項及び2項)。例外は欧州委員会に通知しなければならないことになっているが、本稿執筆時点では、これが公表されている様子はない(なお、3項は2項に基づく立法にのみ課せられており、1項に基づく立法には課せられていないとの指摘がある[4]。さらにリサイタル153項をみると、報道の目的や学問上の目的の「ためののみ」(solely for)行われる個人データの処理が対象であるとされている。この文言をどれだけ重視するかであるが、日本法においても、適用除外の解釈は制限的になされており、個人情報保護委員会のガイドラインでも、「当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。また、当該機関が学術研究を主たる目的とするものであっても、その副次的な活動として製品開発を目的として個人情報等を取り扱う場合は、当該活動は、「学術研究の用に供する目的」とは解されないため、当該活動における個人情報等の取扱いについては、法第4章の規定が適用される。」とされている(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成29年3月改正版)6-2)。そうすると、85条1項では明らかに例示(including)であった「報道の目的のための取扱い、及び、学術上、芸術上又は文学上の表現の目的のための取扱い」の「目的」については、リサイタル153項により、厳格な解釈がなされていることがわかる。例示列举が限定列举となってしまう嫌いはあるが、目的が無限定で、かつ対象範囲も極めて広範というのは規制法規の運用としては耐え難いということになるのか。なお、リサイタル153項で掲げられている欧州連合基本権憲章11条には特段の列举事由はない(2項でメディアの自由が特掲されているのみである)。

さて、学術目的の表現の自由との関係で問題となるのは、85条による例外事由が、厳密に外部に公表される「表現」に掛かる処理に限定されるのか、「表現」に至るまでの様々な検討、考察にすべて適用されるのか、である。いうまでもなく、学術目的の表現、論文や書籍の公表であるとか、

学会発表であるとか、の前段階では、様々な個人データの処理が行われる。国際的な共同研究における大規模な個人データのやり取りが行われたとして、それは究極的には学術目的の表現のためであるからとして、GDPR85条2項にあるような極めて広範囲な制限が認められるのかということである。この点につき、報道目的の表現については、ドイツ連邦データ保護法57条2項がメディア適用除外に関して「人格権侵害時の限定的な自己データ開示請求権」が認められる処理について、「報道目的のために保存され、訂正され、通知され、中止され又は削除され」た場合、と規定していることが注目される。これは明らかに、報道目的の（外部に公表される）「表現」に限らない範囲に例外事由を設定している[5]。

### 2.1.2 実施法の規定

具体的な実施法ではどうか。UK Data Protection Act 2018 (c. 12) (英国 2018 年データ保護法) は、Schedule 2 – Exemptions etc from the GDPR の PART 5 EXEMPTIONS ETC BASED ON ARTICLE 85(2) FOR REASONS OF FREEDOM OF EXPRESSION AND INFORMATION の中、26 条で、以下のように定めている。

Journalistic, academic, artistic and literary purposes

26 (1) In this paragraph, “the special purposes” means one or more of the following—

- (a) the purposes of journalism;
- (b) academic purposes;
- (c) artistic purposes;
- (d) literary purposes.

(2) Sub-paragraph (3) applies to the processing of personal data carried out for the special purposes if—

(a) the processing is being carried out with a view to the publication by a person of journalistic, academic, artistic or literary material, and

(b) the controller reasonably believes that the publication of the material would be in the public interest.

(3) The listed GDPR provisions do not apply to the extent that the controller reasonably believes that the application of those provisions would be incompatible with the special purposes.

(4) In determining whether publication would be in the public interest the controller must take into account the special importance of the public interest in the freedom of expression and information.

(5) In determining whether it is reasonable to believe that publication would be in the public interest, the controller must have regard to any of the codes of practice or guidelines listed in sub-paragraph (6) that is relevant to the publication in question

(6) The codes of practice and guidelines are—

- (a) BBC Editorial Guidelines;
- (b) Ofcom Broadcasting Code;
- (c) Editors’ Code of Practice.
- (7) The Secretary of State may by regulations amend the list in sub-paragraph (6).
- (8) Regulations under sub-paragraph (7) are subject to the affirmative resolution procedure.
- (9) For the purposes of this paragraph, the listed GDPR provisions are the following provisions of the GDPR (which may be exempted or derogated from by virtue of Article 85(2) of the GDPR)—
  - (a) in Chapter II of the GDPR (principles)—
    - (i) Article 5(1)(a) to (e) (principles relating to processing);
    - (ii) Article 6 (lawfulness);
    - (iii) Article 7 (conditions for consent);
    - (iv) Article 8(1) and (2) (child’s consent);
    - (v) Article 9 (processing of special categories of data);
    - (vi) Article 10 (data relating to criminal convictions etc);
    - (vii) Article 11(2) (processing not requiring identification);
  - (b) in Chapter III of the GDPR (rights of the data subject)—
    - (i) Article 13(1) to (3) (personal data collected from data subject: information to be provided);
    - (ii) Article 14(1) to (4) (personal data collected other than from data subject: information to be provided);
    - (iii) Article 15(1) to (3) (confirmation of processing, access to data and safeguards for third country transfers);
    - (iv) Article 16 (right to rectification);
    - (v) Article 17(1) and (2) (right to erasure);
    - (vi) Article 18(1)(a), (b) and (d) (restriction of processing);
    - (vii) Article 19 (notification obligation regarding rectification or erasure of personal data or restriction of processing);
    - (viii) Article 20(1) and (2) (right to data portability);
    - (ix) Article 21(1) (objections to processing);
  - (c) in Chapter IV of the GDPR (controller and processor)—
    - (i) Article 34(1) and (4) (communication of personal data breach to the data subject);
    - (ii) Article 36 (requirement for controller to consult Commissioner prior to high risk processing);
  - (d) in Chapter V of the GDPR (transfers of data to third countries etc),
    - Article 44 (general principles for transfers);
  - (e) in Chapter VII of the GDPR (co-operation and consistency)—
    - (i) Articles 60 to 62 (co-operation);
    - (ii) Articles 63 to 67 (consistency).

ここでは、3 項で、「列挙された GDPR 条項は、管理者がそれらの条項の適用は特別な目的と両立しないと合理的に

信じている限りにおいては適用されない」とし、「特別な目的」に「学術目的」を含んでいる（1項(b)）。そして、「特別な目的」のため、が「(a) 報道, 学術的, 芸術的または文学的資料の人物による公表 (publication) を視野に入れて処理が行われている。」「(b) 管理者が、資料の公表は公益になると合理的に信じている。」という双方の要件を満たす場合の個人データの処理について適用されるという構造を取っている。英国は、GDPR85条による例外事由が、「表現」に至るまでの様々な検討、考察における処理にも適用されることを前提に、その範囲を絞るという形で丁寧に立法したといえるのではないか。

他方、マルタ国のデータ保護法を見てみると、Data Protection Act(CHAPTER 586) (マルタデータ保護法) Art.9 Freedom of expression and information.は以下のとおり定められている。

9. (1) Personal data processed for the purpose of exercising the right to freedom of expression and information, including processing for journalistic purposes or for the purposes of academic, artistic or literary expression, shall be exempt from compliance with the provisions of the Regulation specified in subarticle (2) where, having regard to the importance of the right of freedom of expression and information in a democratic society, compliance with any of the provisions as specified in sub-article (2) would be incompatible with such processing purposes:

Provided that when reconciling the right to the protection of personal data with the right to freedom of expression and information, the controller shall ensure that the processing is proportionate, necessary and justified for reasons of substantial public interest.

(2) For the purposes of the provisions of sub-article (1), the provisions of the following chapters of the Regulation may be exempted or derogated therefrom pursuant to Article 85(2) of the said

Regulation:

(a) Chapter II (Principles):

(i) Article 5(1)(a) to (e) (principles relating to processing);

(ii) Article 6 (lawfulness);

(iii) Article 7 (conditions for consent);

(iv) Article 10 (data relating to criminal convictions, etc);

(v) Article 11(2) (processing not requiring identification);

(b) Chapter III (rights of the data subject):

(i) Article 13(1) to (3) (personal data collected from data subject: information to be provided);

(ii) Article 14(1) to (4) (personal data collected other than from data subject);

(iii) Article 15(1) to (3) (access to data and safeguards for third

country transfers);

(iv) Article 17(1) and (2) (right to erasure);

(v) Article 18(1)(a), (b) and (d) (restriction of processing);

(vi) Article 20(1) and (2) (right to data portability);

(vii) Article 21(1) (objections to processing);

(c) Chapter IV (controller and processor):

(i) Article 25 (data protection by design and by default);

(ii) Article 27 (representatives of controllers or processors not established in the Union);

(iii) Article 30 (records of processing activities);

(iv) Article 33 (notification of personal data breach to supervisory authority);

(v) Article 34 (communication of personal data breach to the data subject);

(vi) Article 42 (certification);

(vii) Article 43 (certification bodies);

(d) Chapter VII (co-operation and consistency):

(i) Articles 60 to 62 (co-operation);

(ii) Articles 63 to 67 (consistency).

9条1項は「報道および情報の自由の権利を行使する目的で処理された個人データ（報道目的、学術的、芸術的または文学的表現を目的とした処理を含む）は、規則の規定の遵守から免除される。」として、2項以下の規定が適用されないとする。この規定の仕方では、GDPR85条による例外事由が、「表現」に至るまでの様々な検討、考察における処理にも適用されるかどうかは判然としない。しかしながら、1項「ただし」以下において、「個人データ保護の権利と表現および情報の自由の権利とを調和させる際には、管理者は、その処理が比例し、必要であり、公共の利益のために正当化されることを保証 (ensure) しなければならない。」として、いわば、管理者に説明責任を負わせている。英国のように範囲を絞るのではなく、管理者が自らのリスクでどの範囲までを適用除外とするかを定める、という立法の方法といえる。

### 2.1.3 考察

英国の規定の場合、学術目的の表現の自由による例外規定の適用を受けるためには、明白に、「公表」が視野に入った処理である必要がある。また、公表が公益目的であることを信じている必要がある。これらを満たす限りにおいて、処理には広範な適用除外が認められるが、学術研究は、必ずしも公表に結びつくものだけではなく、また、公益目的であるということが保証されているわけではない。結果から逆算して適用除外を主張することは可能であろうが、この規定だけで、学術研究関係の処理をすべて適用除外であるとして実務を行うことには相応のリスクがあるのではない。他方、マルタの規定の場合はさらにリスクが管理者

に転嫁されており、表現の自由等との裸の利益衡量について、公共の利益のために正当化されることを保証しなければならないとすると、実務的には、萎縮か、無謀（又は無知）かのいずれかの方向に傾くことが容易に予想される。いずれにせよ、現時点で、明確な行為規範として頼れるという状況にはないのではないか。

## 2.2 科学調査又は歴史調査目的の特例（89条）

他方、科学調査又は歴史調査目的の特例について、GDPR89条は以下のように定めている。

Article 89 Safeguards and derogations relating to processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes

第89条 公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いと関連する保護措置及び特例

1. Processing for archiving purposes in the public interest, scientific or historical research purposes or statistical purposes, shall be subject to appropriate safeguards, in accordance with this Regulation, for the rights and freedoms of the data subject. Those safeguards shall ensure that technical and organisational measures are in place in particular in order to ensure respect for the principle of data minimisation. Those measures may include pseudonymisation provided that those purposes can be fulfilled in that manner. Where those purposes can be fulfilled by further processing which does not permit or no longer permits the identification of data subjects, those purposes shall be fulfilled in that manner.

1. 公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いは、本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する。それらの保護措置は、とりわけ、データの最小化の原則に対する尊重を確保するため、技術的及び組織的な措置を設けることを確保する。それらの措置は、それらの目的がそのような態様で充足される限り、仮名化を含むことができる。データ主体の識別を許容しない又は許容することのない別の目的による取扱いによってそれらの目的が充足される場合、それらの目的は、その態様によって充足される。

2. Where personal data are processed for scientific or historical research purposes or statistical purposes, Union or Member State law may provide for derogations from the rights referred to in Articles 15, 16, 18 and 21 subject to the conditions and safeguards referred to in paragraph 1 of this Article in so far as such rights are likely to render impossible or seriously impair

the achievement of the specific purposes, and such derogations are necessary for the fulfilment of those purposes.

2. 個人データが科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的で取扱われる場合、EU法又は加盟国の国内法は、そのような権利が、個別具体的な目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、その達成を深刻に阻害するおそれがある場合であり、かつ、そのような特例がそれらの目的を果たすために必要である場合に限り、本条第1項に規定する条件及び保護措置に従い、第15条、第16条、第18条及び第21条に規定する権利の特例を定めることができる。

3. Where personal data are processed for archiving purposes in the public interest, Union or Member State law may provide for derogations from the rights referred to in Articles 15, 16, 18, 19, 20 and 21 subject to the conditions and safeguards referred to in paragraph 1 of this Article in so far as such rights are likely to render impossible or seriously impair the achievement of the specific purposes, and such derogations are necessary for the fulfilment of those purposes.

3. 個人データが公共の利益における保管の目的のために取扱われる場合、EU法又は加盟国の国内法は、そのような権利が、個別具体的な目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、その達成を深刻に阻害するおそれがある場合であり、かつ、そのような特例がそれらの目的を果たすために必要である場合に限り、本条第1項に規定する条件及び保護措置に従い、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条及び第21条に規定する権利の特例を定めることができる。

4. Where processing referred to in paragraphs 2 and 3 serves at the same time another purpose, the derogations shall apply only to processing for the purposes referred to in those paragraphs.

4. 第2項及び第3項に規定する取扱いが、同時に他の目的のためにも供される場合、その特例は、それらの項に規定する目的のための取扱いのみに適用される。

GDPR85条と比べて目立つのは、適用除外が任意的であること（may provide）と、適用除外が認められる条項はデータ主体の請求に関する一部の規定に限られることである（科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的の場合、15条、16条、18条及び21条）。同条の分析及び実施法の規定ぶりについては筆者らの先行研究[1]を参照されたいが、ここでは、GDPR85条との比較を行うこととしたい。まず、上述したとおり、GDPR85条は加盟国に立法を義務付けるが、89条は任意的な規定である。また、85条の適用範囲について「表現」に至るまでの様々な検討、考察にお

ける処理に無制限に適用されるとすると、89条で認められる「保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱い」はすべて包含されてしまうことになりかねない。そうするとやはり、「保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱い」は、GDPR85条ではカバーされない範囲の適用除外を定めるものと考える方が、GDPRの構造上は適切であるということになるのではないか。具体的には、例えば英国法の規定の仕方から見れば、現時点で全く公表が予定されない個人データについて、単に保存するという場合には、GDPR85条による適用除外は受けられない。マルタ法で考えても、表現の自由等との衝突が直ちには考えられず、やはり適用除外の対象であると保証するのは困難であろう。このような場合には、89条（及び加盟国法）による適用除外の意味があるということになる。

### 3. 結語及び実務における適用

以上のとおり見ていくと、十分性認定が適用されない機関等が、欧州との共同研究等で個人データの処理を行う場合、GDPR上の適用除外が受けられるかどうかについては、

- ① GDPR85条による広範な適用除外については、加盟国法の問題ではあるものの、公表そのものでない処理に関しては、管理者のリスクで適用を判断する必要がある。
- ② GDPR89条による適用除外は、公表を前提としない処理に適用されるが、適用除外される範囲は狭く、特に処理の適法化根拠である6条や、移転の適法化根拠である45条以下については対象ではない。

という状況が把握できる。結局、現実的な対応としては、GDPR85条による適用除外で、まったく無頓着に処理できると考えるのは適切ではなく、基本的には処理（主として同意となるであろう）と移転の適法化根拠を備えるような実務が必要となる。さらに、いざという時の適用除外を主張するためには、例えば英国法をみると、適用除外対象であることを信じていたという証拠、公益目的であるという証拠を、きちんと揃えておく必要がある。いずれにせよ、研究を開始する前に準備を整える必要があり、各研究者又は各研究室に任せたままで備わるものではないであろう。機関をあげての体制づくりが重要だということになる。

### 参考文献

- [1] 板倉陽一郎、寺田麻佑「欧州一般データ保護規則（GDPR）における各国実施法の学術研究除外についての動向」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤（EIP）2018.7（2018）: 1-5.
- [2] COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2019/419 of 23 January 2019 pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council on the adequate protection of personal data by Japan under the Act on the Protection of Personal Information (notified under document C(2019) 304).

- [3] Opinion 28/2018 regarding the European Commission Draft Implementing Decision on the adequate protection of personal data in Japan (Adopted on 5 December 2018).
- [4] Feiler, Lukas, Nikolaus Forgó, and Michaela Weigl. *The EU General Data Protection Regulation (GDPR): A Commentary*. Globe Law and Business, 2018., p.300.
- [5] 鈴木秀美「EU一般データ保護規則とドイツのメディア適用除外規定」慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要69号（2019年）1-14頁。